

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、日高振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年7月4日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

70.03パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：700.3キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,000.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

令和元年7月

（考え方）

- ・4月1日から7月2日までの当該採捕の数量：700.3キログラム
- ・2016～2018年の7月における平均採捕量：322キログラム